

福島県獣医学生インターンシップ研修実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、県が獣医学大学の学生をインターンシップによる研修生（以下「研修生」という。）として受け入れるために必要な事項について定める。

(目的)

第2条 獣医学大学の学生を対象に、保健福祉部の出先機関における就業体験の機会を提供することで、公衆衛生分野における獣医師の業務への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 研修生は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 獣医学大学に在籍する4年生又は5年生の学生
- (2) 公衆衛生分野の獣医師の業務に関心がある者
- (3) 研修意欲が高く、服務規律を遵守することが確実である者

(受入定員)

第4条 合計5名程度

(受入機関)

第5条 研修は、次の機関で受け入れるとする。

- (1) 福島県食肉衛生検査所（福島市瀬上町字北沢田38-6）
- (2) 福島県動物愛護センター（田村郡三春町大字上舞木字向田17）

(研修時期及び期間)

第6条 研修は、7月から9月までの期間内において、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の5日間とし、研修時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、研修初日の開始時間は13時、最終日の終了時間を12時とする。

(申込方法及び申込期間)

第7条 県の機関において研修を希望する者は、「福島県獣医学生インターンシップ研修申込書」（様式1）及び「研修希望調書」（様式2）を作成し、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより送付する。

送付先：福島県庁保健福祉部食品生活衛生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7242 FAX 024-521-7925

E-mail shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

- 2 申込期間は毎年4月の第二月曜日から6月末日までとする。
なお、申込人数が受入定員に満たない場合は、申込期間を延長することができる。
- 3 申込人数が受入定員を超えた場合は、書類審査により参加者を決定し、その結果を「福島県 獣医学生インターンシップ研修生決定通知書」(様式3)により申込者へ通知する。

(受入機関の役割)

第8条 研修生を受け入れる機関の所属長は、研修の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該機関内において、研修担当者を指名する。

- 2 研修担当者は、「研修プログラム計画書」(様式4)を研修の2週間前までに研修生に送付する。

(交通費、宿泊費)

第9条 県は、福島県獣医学生インターンシップ研修の研修生に対して、これに要する旅費を支給するものとする。

- 2 研修生は、研修終了後、速やかに「福島県獣医学生インターンシップ研修旅費請求書」(様式5)及び「福島県獣医学生インターンシップ研修行程表」(様式6)を提出するものとする。
- 3 県は、提出された福島県獣医学生インターンシップ研修旅費請求書(様式5)の内容を確認し、福島県旅費条例に基づき旅費を支給するものとする。

(サービス)

第10条 研修生は、研修時間中は専ら所定の研修に従事し、研修目的の達成に努めなければならない。

- 2 研修生は、研修時間中、福島県職員が遵守すべき法令、条例等及び情報セキュリティポリシー、インターンシップの実施に係る情報セキュリティ実施手順等並びに研修先の所属の長及び 研修担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 研修生は、研修により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。研修終了後においても同様とする。
- 4 研修生は、研修の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に研修担当者の承認を得なければならない。

5 研修生は、病気等のため予定されていた研修を受けることができない場合には、速やかに研修担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書)

第11条 研修生は、研修の1週間前までに「誓約書」(様式7)を提出しなければならない。

(研修の中止)

第12条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修を中止することができる。

- (1) 研修生が第10条の規定による服務義務に従わない場合その他の研修を継続することが困難であるとき。
- (2) 研修を継続することにより業務に支障が生じ、又はおそれがあるとき。
- (3) 研修の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第13条 研修生は、研修中の事故に備え、傷害保険又は賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生は、故意又は過失を持って本要綱の規定に反する行為により、福島県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(雑則)

第14条 本要綱に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式1

令和 年 月 日

福島県知事 様

福島県獣医学生インターンシップ研修申込書

学校名 (学年)

氏 名

住 所 〒

電話番号

メールアドレス

生年月日

「福島県獣医学生インターンシップ研修実施要綱」の内容を理解の上で、下記のとおり申し込みます。

記

1 研修希望機関 (該当する方に☑)

福島県食肉衛生検査所

福島県動物愛護センター

2 研修希望期間

第1希望: 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 ()

第2希望: 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 ()

第3希望: 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 ()

様式2

研修希望調書

氏名	
生年月日	平成 年 月 日生 (才)
出身地	都道府県 区市町村
学校名	大学 学部 学科 年
研究室名	
現住所	〒 電話
緊急連絡先	氏名 (ふりがな) : 続柄 : 電話番号 :
本県のインターンシップ研修を希望した動機	

様式3

健第 号
令和 年 月 日

様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

福島県獣医学生インターンシップ研修生決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので、「福島県獣医学生インターンシップ研修実施要綱」第7条第3項の規定により通知します。

記

1 決定内容

あなたから申込みのあったインターンシップ研修につきましては、以下のとおり受け入れます。

2 受入内容

(1) 受入機関

(2) 受入期間

3 連絡事項

研修の2週間前までに受入機関から「研修プログラム計画書」を、お送りします。

様式4

実習プログラム計画書

研修生学校（学年）

研修生氏名

研修機関

研修期間

研修担当者 職

氏名

連絡先

	研修月日	研 修 内 容
1 日 目		
2 日 目		
3 日 目		
4 日 目		
5 日 目		

様式 5

福島県獣医学生インターンシップ研修旅費請求書

令和 年 月 日

福島県知事 様

請求者 氏 名
住 所 〒

電話番号
メールアドレス

福島県獣医学生インターンシップ研修に要した旅費について、領収書を添えて下記 1 のとおり報告します。

また、研修に要した旅費について、下記 2 の口座に振り込み願います。

記

1 報告内容

出発地	
目的地	
交通手段	
宿泊場所	名 称
	所在地

2 旅費の振込先 ※ 通帳の写しを添付

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

※記載いただいた個人情報について、本研修の目的以外には使用しません。

様式7

誓約書

令和 年 月 日

福島県知事 様

学校名

学部名

学科名

氏名

私は、研修生として福島県において研修を受けるに当たり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 研修期間中は専ら所定の研修に従事し、研修目的の達成に努めます。
- 2 研修期間中は福島県職員が遵守すべき法令、規則及び「福島県獣医学生インターンシップ研修実施要綱」の定めを守り、福島県の信用を傷つけるような行為や不名誉となるような行為は行いません。また、研修先の所属の長及び研修担当者の指導、監督、助言に従います。
- 3 福島県における研修期間中に知り得た情報（公開されたものを除く。）については、守秘義務を遵守します。研修終了後についても同様とします。
- 4 研修期間中は、特定の政治政党、企業、団体の利益のための行為は行いません。
- 5 病気等のため予定されていた研修を受けられない場合には、事前に研修担当者にその旨連絡します。
- 6 研修の成果として論文等の外部への発表等に際しては、事前に研修担当者に承認を得ます。
- 7 上記の事柄に反する行為をした場合は、福島県及び損害を与えた第三者に対して自ら責任を負います。また、研修中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、研修中の事故に対しては、自らの責任において対応します。